

部長会議付議事案書（報告）

(令和6年1月4日)

提案課名 障害福祉課

報告者名 石川 貴美子

事案名	第7期秦野市障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（案）について	有 資料 無
提案趣旨	<p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第88条に基づく障害福祉計画（第6期）及び児童福祉法第33条の20に基づく障害児福祉計画（第2期）の計画期間が令和5年度で終了することから、秦野市障害者支援委員会（以下「支援委員会」という。）において協議し、次期障害福祉計画及び障害児福祉計画案を作成したので、報告するものです。</p> <p>本計画案は、国の基本方針に基づき、神奈川県と調整を図りつつ、目標値（成果目標）・見込量を設定しております。より多くの障害者及び障害児が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域生活支援拠点・基幹相談支援センター・児童発達支援センターの機能強化、相談支援や就労支援の充実に向けて取り組みます。</p>	
概要	<p>1 計画期間 令和6年度から令和8年度までの3か年</p> <p>2 計画の構成</p> <p>(1) 第1章 計画の基本的な考え方</p> <p>(2) 第2章 目標値（成果目標）の設定</p> <p>(3) 第3章 障害福祉サービス等の見込量</p> <p>(4) 第4章 地域生活支援事業の見込量</p> <p>(5) 第5章 計画の進行管理</p> <p>3 主な改定内容</p> <p>資料のとおり</p>	
経過	<p>令和5年 5月19日 こども家庭庁・厚生労働省が「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を告示</p> <p>〃 4月～ 県と必要量等を調整しながら骨子案作成作業</p> <p>〃 8月24日 第2回支援委員会で骨子案協議</p> <p>〃 11月 7日 第3回支援委員会で素案協議</p>	
今後の進め方	<p>令和6年 1月16日 議員連絡会へ報告（2月26日まで意見聴取）</p> <p>〃 1月17日 パブリック・コメント実施（2月16日まで募集。広報はだの1月1日号掲載）</p> <p>〃 3月12日 第4回支援委員会に諮問。</p> <p>〃 3月 支援委員会より答申</p> <p>〃 3月 計画策定</p>	

第 7 期秦野市障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画案の概要

令和 6 年 1 月 4 日
福祉部障害福祉課

1 計画の基本的理念

「秦野市障害者福祉計画（第 5 期）」の理念を継承し、地域での暮らしを重視した支援体制の整備に努めるとともに、「かながわの障害福祉グランドデザイン」の趣旨を踏まえ、すべての人が、障害の有無にかかわらず、社会のあらゆる活動に参加し、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される社会の構築に向けて、「一人ひとりを大切にする」ことを基本的理念とします。

2 計画期間

本計画の計画期間は、令和 6 年度（2024 年度）から令和 8 年度（2026 年度）までの 3 か年とします。

区 分	平成				令和							
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
秦野市 障害者福祉計画	第 4 期				第 5 期				第 6 期			
秦野市 障害福祉計画	第 4 期		第 5 期		第 6 期			第 7 期				
秦野市 障害児福祉計画				第 1 期		第 2 期			第 3 期			

3 計画策定に当たっての基本的な視点

障害福祉計画等の策定に当たっては、前期計画である「第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画」における基本的な視点や本市の地域特性を踏まえ、以下を基本的な視点と考えています。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害者等の自己決定を尊重及び意思決定に配慮し、自立と社会参加の実現を図れるよう、障害者一人ひとりに適切なサービスや支援を提供します。

(2) 地域生活を支えるサービスの充実

地域生活支援拠点及び基幹相談支援センターの機能を強化し、入所施設等から地域生活への移行、生活継続や就労の支援、並びに障害者の重度化・高齢化といった課題に対応するため、障害者等の生活を地域全体で支える障害サービスの提供体制を整備します。

(3) 障害児の健やかな育成のための発達支援

質の高い発達支援を行う障害児通所支援等の充実のため、児童発達支援センターの機能強化を図り、身近な地域で効果的、専門的な支援体制を構築し、関係機関との連携のもと、障害児のライフステージに沿った、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を整備します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

支援の「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、一人ひとりが地域の一員として、地域共生社会の実現に向けて、主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりなどに努めます。

(5) 障害者の社会参加を支える取組

ノーマライゼーションの理念に基づき、文化・芸術活動やスポーツなど、障害者自らが望む活動に積極的に参加できる共生社会の実現を目指します。

また、障害者差別解消法の趣旨に基づき、障害者の社会的・心理的なバリアフリーを促進するため、合理的配慮の提供とそのための環境整備に努めます。

4 目標値（成果目標）の設定

障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針(※)に基づき目標値（成果目標）を設定します。

(※) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活を希望する障害者が、安心して地域で暮らすことができるよう、障害特性に配慮できるグループホームの設置促進等、居宅生活に向けた支援の充実を図るとともに、地域交流の機会の確保や地域で生活する障害者への支援の充実を努め、施設入所者の地域移行に取り組みます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和8年度まで、毎年度、保健・医療・福祉関係者及び当事者・家族会等による協議の場を年間2回開催するなど地域包括ケアシステムの充実を図ります。

(3) 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点のコーディネーターによる効果的な支援体制及び緊急時の受入体制の拡充を図るとともに、秦野市障害者支援委員会において、引き続き、年1回以上、運用状況の検証及び検討を行います。強度行動障害者への支援体制の整備に努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

秦野市地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」を中心に、関係機関と連携しながら、総合的な就労支援を図るとともに、希望やニーズに応じた支援策を拡充することで、一人でも多くの障害者が福祉就労から一般就労へ移行できるよう取り組みます。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターが行う、相談支援事業者への専門的指導、助言や人材育成により、相談支援事業の拡充、相談支援体制の強化を図ることでセルフプラン率を下げることを目指します。

関係機関や他分野との連携を強化し、障害者の意思決定に基づく、地域移行・地域定着を促進します。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築

神奈川県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に参加するとともに、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の整備を図るなどサービスの質の向上に努めます。

急増する障害福祉サービス事業所の人材確保や質の高いサービスを利用者に提供するため、事業所の実態把握や事業所間のネットワーク構築を進めます。

(7) 発達障害者等に対する支援

保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、関係機関と連携し、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等による発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の確保に努めます。

(8) 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターについて、幅広い専門性に基づく発達支援・家族支援機能、地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能を強化するなど中核拠点型としての整備を推進します。

医療的ケア児とその家族への相談援助や専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等をネットワーク化し、相互の連携の促進、医療的ケア児に係る情報収集・関係機関等への発信を行うなど、医療的ケア児の支援体制を整備します。

5 障害福祉サービス等の見込量

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保にかかる「目標」を達成するため、障害福祉系サービス、計画相談支援及び地域相談支援、並びに障害児通所支援及び障害児相談支援について、「活動指標」である必要な見込量とそれらの提供体制を確保するための方策を定めます。

6 地域生活支援事業の見込量

市町村がサービスの内容を定め、地域の実情に合わせて実施する地域生活支援事業について、「活動指標」である必要な見込量とそれらの提供体制を確保するための方策を定めます。

7 計画の進行管理

(1) 計画の達成状況の点検及び評価

計画の進捗状況を適切に把握するため、「秦野市障害者支援委員会」において、数値目標や福祉サービス見込量の達成状況についての点検・評価を行います。

(2) 新たな日常を踏まえた計画の見直し

ポストコロナ時代を見据えた「新たな日常」の視点による施策を検討し、全ての人々が安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、必要に応じて見直しを行います。

計画の新旧対照表

項目		第7期・第3期	第6期・第2期	変更内容
計画の基本的理念		すべての人が、障害の有無にかかわらず、社会のあらゆる活動に参加し、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される社会の構築に向けて、一人ひとりを大切にする。		
計画策定に当たっての基本的な視点	障害福祉計画	○障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援		
		○地域生活を支えるサービスの充実		
		○地域共生社会の実現に向けた取組		
		○障害児の健やかな育成のための発達支援 ・地域における支援体制の整備<結合> ・地域社会への参加・包容の推進<結合> ・特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備<結合>	○障害児の健やかな育成のための発達支援	
	○障害者の社会参加を支える取組<新規>			
			○障害福祉サービス等事業所に係る「全体量」の調整	「障害福祉サービス等の見込量」へ移動
	障害児福祉計画		○地域における支援体制の整備 ○地域社会への参加・包容の推進 ○特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備	障害福祉計画へ結合
目標値の設定 (成果目標)	障害福祉計画	○施設入所者の地域生活への移行		
		○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		
		○地域生活支援の充実	○地域生活支援拠点等が有する機能の充実	名称変更
		○福祉施設から一般就労への移行等		
		○相談支援体制の充実・強化等		
		○障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築		
	○発達障害者等に対する支援			
		○障害児支援の提供体制の整備等<移動>		
	障害児福祉計画		○障害児支援の提供体制の整備等	障害福祉計画へ移動
障害福祉サービス等の見込量	障害福祉サービス等 障害児通所支援等 地域生活支援事業	○令和3・4年度の利用実績 ○令和6年度から8年度の見込量 ○障害福祉サービス等事業所に係る「全体量」の調整	○令和3年度から5年度までの計画見込量 ○平成30年度から令和2年度までの利用実績	
計画の進行管理		○計画の達成状況の点検及び評価 ○感染症対策の強化		

第7期秦野市障害福祉計画

第3期秦野市障害児福祉計画

令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)

(案)

令和6年(2024年)〇月

秦野市

構成

第1章	計画の基本的な考え方	
1	計画策定の趣旨及び経過	1
2	計画の基本的理念	1
3	計画期間について	2
4	計画策定に当たっての基本的な視点	2
5	障害福祉サービスの体系イメージ図	5
第2章	目標値（成果目標）の設定	
1	施設入所者の地域生活への移行	6
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	7
3	地域生活支援の充実	8
4	福祉施設から一般就労への移行等	9
5	相談支援体制の充実・強化等	11
6	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	13
7	発達障害者等に対する支援	15
8	障害児支援の提供体制の整備等	16
第3章	障害福祉サービス等の見込量	
1	訪問系サービス	18
2	日中活動系サービス	21
3	居住系サービス	28
4	計画相談支援・地域相談支援	30
5	障害児通所支援	33
6	障害児相談支援	36
第4章	地域生活支援事業	
1	市が実施する地域生活支援事業に関する考え方	38
2	市が実施する地域生活支援事業の内容	39
3	実施する事業の内容及び各年度における量の見込み	40
第5章	計画の進行管理	
1	計画の達成状況の点検及び評価	53
2	感染症対策の強化	53

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨及び経過

障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)が有する能力及び特性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、平成18年4月に障害者自立支援法(平成25年4月より「障害者総合支援法」に改正)が施行されました。

本市においても、計画的にサービス提供を推進していくために「第1期障害福祉計画」を策定し、障害者総合支援法で定める障害福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業などの必要量を見込むとともに、その提供体制の確保のための方策を定めています。計画期間を3か年とし、第6期までの障害福祉計画に基づき、各施策の推進を図ってきました。

また、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、平成28年5月に児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、本市においても、この法律に基づき「第1期障害児福祉計画」を策定し、障害児支援について必要量の見込み等を定め、障害児のサービスの提供体制の確保に努めてまいりました。

この度、これまでの計画の実施状況や課題などを踏まえた計画の改定を行い、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3か年を計画期間とする「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」(以下「第7・3期障害福祉計画」という。)を策定し、必要量の見込み等を定め、計画的にその提供体制を確保します。

2 計画の基本的理念

第7・3期障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき令和2年3月に策定した「秦野市障害者福祉計画(第5期)」の理念を継承し、地域での暮らしを重視した支援体制の整備に努めるとともに、「かながわの障害福祉グランドデザイン」の趣旨を踏まえ、すべての人が、障害の有無にかかわらず、社会のあらゆる活動に参加し、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される社会の構築に向けて、「一人ひとりを大切にする」ことを基本的理念とします。

「秦野市障害者福祉計画」における3つの基本理念

- ◎ すべての人が、一人の人間として尊ばれる社会をつくる
- ◎ すべての人が、安全・快適に地域でいきいきと暮らす社会をつくる
- ◎ 一人ひとり、お互いに理解しあい、協力しあえる社会をつくる

3 計画期間について

第7・3期障害福祉計画の計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3か年とします。

また、障害者総合支援法附則第3条の規定により、第7・3期障害福祉計画の計画期間中に法の見直し等が行われた場合においては、必要に応じて、計画内容の見直しを行うこととします。

<障害福祉計画・障害児福祉計画の計画期間>

区 分	平成				令和							
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
秦野市 障害者福祉計画	第4期				第5期				第6期			
秦野市 障害福祉計画	第4期		第5期		第6期		第7期					
秦野市 障害児福祉計画					第1期		第2期		第3期			

※ 第7・3期障害福祉計画は、秦野市の障害者等のための福祉施策全般に関する総合的な計画である「秦野市障害者福祉計画（第5期）」を踏まえた上で、障害福祉サービス等に関する個別の計画として定めるものです。

4 計画策定に当たっての基本的な視点

第7・3期障害福祉計画の策定に当たっては、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」及び第5期障害者福祉計画の基本的な視点や本市の地域特性を踏まえ、以下の5点を基本的な視点としています。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスの支援を受けながら自立と社会参加の実現を図ることができるよう、障害者一人ひとりの障害特性に応じた障害福祉サービスの提供に努めます。

(2) 地域生活を支えるサービスの充実

障害者等の自立支援の観点から、入所施設等から地域生活への移行、地域生活継続への支援及び就労支援といった課題に対応できるよう、障害福祉サービ

スの提供体制を整えるとともに障害福祉サービスの質の確保に努めます。また、障害者の生活を地域全体で支えていくことができるよう、地域生活支援拠点の整備や地域の社会資源の活用を推進します。特に、入所施設等から地域生活への移行では、適切な意思決定支援を行いつつ地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができる障害福祉サービスの提供体制を整えます。

障害者の重度化・高齢化や家族が高齢になっても、地域生活を希望する者に対しては、住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けていくことができるよう、相談支援体制の充実による体制の確保に努めるとともに、地域生活支援拠点と基幹相談支援センターの機能を強化し、介護・医療・保健等と連携し支援できる体制づくりを目指します。

(3) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児及びその家族が、障害の心配のある段階から、障害の種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援が受けられるよう、障害児通所支援及び障害児相談支援の充実のため、児童発達支援センターの機能強化を図り、身近な地域において効果的で専門的な支援体制を構築します。障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関との連携のもと、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を整備します。

障害児支援サービスを利用することで、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにするなど、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

重症心身障害児や医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する児に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

支援の「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、一人ひとりが地域の一員として、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、地域で暮らす人々が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた柔軟な障害福祉サービスの確保に努めます。

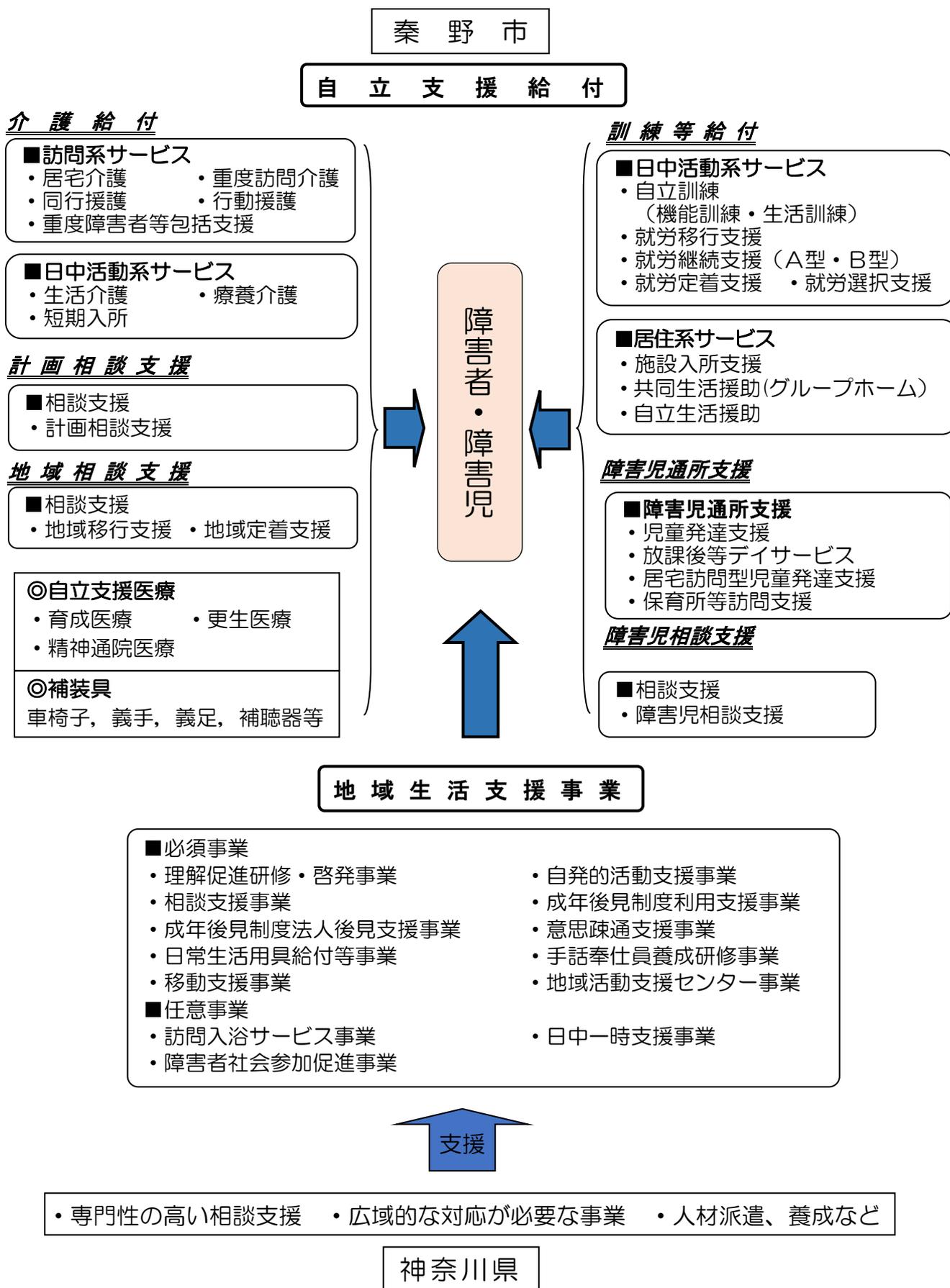
多機関協働の中核機能を担う相談支援、就労支援や居住支援などとの一体的な実施による多様な社会参加に向けた支援、交流や参加の機会を生み出す居場所の確保などを一体的に行う重層的支援体制整備事業の充実に向けて取組ます。

(5) 障害者の社会参加を支える取組

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人もない人も地域を構成する一因として共に支えあい、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツなど、障害者自らが望む活動に積極的に参加できる共生社会の実現を目指し、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指します。

改正障害者差別解消法により、事業者に対し合理的配慮の提供が義務付けられました。障害者の社会的・心理的なバリアフリーを促進するため、合理的配慮の提供とそのための環境整備に努めます。また、障害理解に向けた情報発信や普及啓発に努め、障害があるということによって差別を受けることなく、地域で誰もが尊厳を持って暮らし続けられるまちを目指します。

5 障害福祉サービスの体系イメージ図



第2章 目標値（成果目標）の設定

1 施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者の地域生活（グループホームや居宅生活など）への移行を推進します。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

項目	目標値	実績	達成率
施設入所者の地域生活移行者数	12人	12人	100%
施設入所者数の削減者数	3人	5人	167%

- 令和4年度(2022年度)末の地域生活移行者数は12人で、令和5年度(2023年度)末の目標値と同人数となっており、既に目標は達成しています。
- 地域移行の受入先である共同生活援助（グループホーム）が増えていることから、障害者支援施設等から地域生活への移行や地域生活の継続支援が進んでいるものと考えます。
- 令和4年度(2022年度)末の施設入所者数は180人で、令和5年度(2023年度)末の目標値185人より5人多く削減されており、令和5年末は目標値をさらに超える削減が見込まれます。

【第7・3期障害福祉計画の目標値】

《国の基本指針》

地域生活移行者数：令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数（基準値）の6%以上

施設入所削減者数：令和4年度(2022年度)末時点（基準値）から5%以上

項目	基準値	目標値 (令和8年度(2026年度)末)
施設入所者の地域生活移行者数	180人	12人(6.6%)
施設入所者数の削減者数	180人	9人(5%)

【取組の方向・見込量確保のための方策】

施設入所者の地域生活への移行については、本人の意思を確認し必要な意思決定支援を行うことが重要です。地域生活を希望する障害者が、安心して地域で暮らすことができるよう、重度化・高齢化に対応した専門的ケアを行う体制の確保や、視聴覚者など障害特性に配慮できるグループホームの設置促進に取り組みます。

地域支援サービス等の利用を促進するため、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等と連携して居宅生活に向けた支援の充実を図るとともに、障害者支援

施設においては、障害への理解を促進するため、地域交流の機会の確保や地域で生活する障害者への支援の充実に努め、入所者数の削減を進めていきます。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

項 目	目標値	実績	達成率
協議の場の開催回数	2回	1回	50%
協議の場への関係者の参加者数	10人/回	17人/回	170%
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	100%
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人	0人	0%
精神障害者の地域定着支援の利用者数	1人	0人	0%
精神障害者の共同生活援助（グループホーム）の利用者数	70人	100人	142.8%
精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人	0人	0%

- 令和2年度から「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場」において、保健・医療・福祉の各分野の関係者、当事者・家族会、自治会や民生委員とともに、精神障害者の現状や課題、必要な支援について協議し、精神障害者が精神病床から退院し、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるような支援体制の構築を進めています。
- 令和4年度(2022年度)の協議の場の開催は1回でしたが、参加者は17人で参加者の活動内容についての共有を図りました。
- 令和4年度(2022年度)末の共同生活援助の利用者数は一定数ありますが、精神障害者の地域移行支援、地域定着支援は0人で、施設又は病院からの在宅生活に移行できる利用者が少ないことが課題となっています。

【第7・3期障害福祉計画の目標値】

《国の基本指針》

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を基本とする。

協議の場は、保健・医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる見込みを設定する。

現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれるものの数等を勘案して、利用者の見込みを設定する。

項 目	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
協議の場の開催回数	2回	2回	2回
協議の場への関係者の参加者数	20人/回	20人/回	20人/回
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援の利用者数	3人	3人	3人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の共同生活援助（グループホーム）の利用者数	110人	115人	120人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	1人	1人	1人

【取組の方向・見込量確保のための方策】

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉の各分野の関係者、当事者・家族会、自治会や民生委員など、各分野間の連携を強化しながら、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を推進します。

3 地域生活支援の充実

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

項 目	目標値	実績
地域生活支援拠点等の整備	整備済	整備済
地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討	実施	実施

- 地域生活支援拠点として、平成29年に秦野市地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」を設置し、秦野市障害者支援委員会において、年1回運用状況の検証及び検討を実施しています。秦野市地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」では、地域生活支援拠点の機能として、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③専門的人材の確保・養成、④地域の体制づくりを実施しています。

【第7・3期障害福祉計画の目標値】

《国の基本指針》

令和8年度(2026年度)末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

強度行動障害を有する障害者に関し、各市町村又は圏域において、その状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

項 目	目標値(令和8年度(2026年度)末)
地域生活支援拠点等の整備	整備済
地域生活支援拠点にコーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	構 築
地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討	年1回以上
強度行動障害者への支援体制の整備【新規】	整備済

【取組の方向・見込量確保のための方策】

地域生活支援拠点の機能を強化・拡充するため、コーディネーターを中心に地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関との連携等を進め、効果的な支援体制・連絡体制の構築を行います。

秦野市障害者支援委員会において、定期的に地域生活支援拠点の活動状況を検証・検討し、障害者の日常生活や社会生活の安全・安心に繋がる支援を行います。

地域生活支援拠点施設「ぱれっと・はだの」を中心に、強度行動障害を有する者の地域移行に向けた個別支援を通じて支援ニーズを把握し、支援体制を整備します。

4 福祉施設から一般就労への移行等

【第6・2期障害福祉計画の実績(令和4年度(2022年度)末)】

項 目	目標値	実績	達成率
一般就労への移行者数	26人	32人	123.1%
就労移行支援事業等	23人	20人	87.0%
就労継続支援A型事業	2人	5人	250.0%
就労継続支援B型事業	1人	7人	700.0%
就労定着支援事業利用者の一般就労への移行者数	18人	32人	177.7%
就労定着支援事業の就労定着率7割以上の事業所数	1か所	2か所	200.0%

- 就労移行支援事業、就労継続支援A型・B型事業所から一般就労への移行者数は、令和4年度(2022年度)末で32人(就労移行支援事業20人、就労継続支援A型事業所5人、就労継続支援B型事業所7人)となっており、目標値26人を上回る結果となっています。
- 就労定着支援事業から一般就労への移行者は、令和4年度(2022年度)末32人で、目標値18人を上回る結果となっています。
- 就労定着支援事業の就労定着率7割以上の事業所は2か所で、いずれも就労定着率が9割以上となっており、利用者一人ひとりの特性など応じた支援が行き届いていることに加えて、職場における障害者理解が深まっているものと考えます。

【第7・3期障害福祉計画の目標値】

《国の基本指針》

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。)を通じて、令和8年度(2026年度)中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。

一般就労への移行者数：令和3年度実績(基準値)の1.28倍以上

就労移行支援事業：令和3年度(2021年度)末時点(基準値)の1.31倍以上

就労継続支援A型事業：令和3年度(2021年度)末時点(基準値)の1.29倍以上

就労継続支援B型事業：令和3年度(2021年度)末時点(基準値)の1.28倍以上

就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数：全体の5割以上

就労定着支援事業利用者の一般就労への移行者数：令和3年度(2021年度)末時点(基準値)の1.4倍以上

就労定着支援事業の就労定着率7割以上の事業所数：全体の2割5分以上

項目	基準値 (令和3年度実績)	目標値 (令和8年度(2026年度)末)
一般就労への移行者数	31人	41人(1.32倍)
就労移行支援事業等	18人	24人(1.33倍)
就労継続支援A型事業	3人	4人(1.33倍)
就労継続支援B型事業	10人	13人(1.30倍)
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数		5割以上

項 目	基準値 (令和3年度実績)	目標値 (令和8年度(2026年度)末)
就労定着支援事業利用者の一般就労への移行者数	33人	47人(1.42倍)
就労定着支援事業の就労定着率7割以上の事業所数		5割以上

【取組の方向・見込量確保のための方策】

障害のある人が障害の状態や就労に関する希望に合わせて事業所を選択し、就労に向けた訓練を受けることができるよう、引き続き、秦野市障害者支援委員会や障害者支援懇話会就労部門において、障害者の雇用や生活支援も含めた総合的な就労支援について検討していきます。

秦野市地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」を中心に、ハローワークや商工会議所等の関係機関と連携しながら、離職者や特別支援学校等の生徒及び保護者等の希望やニーズにあった一般就労や雇用支援について充実させることで、一般就労先の拡充や就労先の支援に取り組めます。

就労継続支援事業では、障害者の適性に応じて個々の能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、引き続き、「福祉事業所合同説明会」の開催などを通して障害者の就労支援に取り組むとともに、産業・労働部局等との連携強化や農福連携の拡充に取り組めます。

新たに新設される「就労選択支援事業」については、適切な就労アセスメントのもとに就労移行支援又は就労継続支援の利用や一般就労に繋がるよう、連携体制を整えます。

5 相談支援体制の充実・強化等

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

項 目	目標値	実績	達成率
障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	達成
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	7件	5件	71.4%
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	6件	12件	200.0%
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施	6回	7回	116.7%

- 秦野市地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」に基幹相談支援センターと障害者相談支援事業「障害福祉なんでも相談室」を委託していますが、障害者の

増加、重度化・高齢化など、相談内容が複雑・多様化している反面、指定特定相談事業所が増えない状況下で、年々セルフプラン率が高くなってきています。

<障害サービス受給数のセルフプランの状況と相談支援事業所数>

	障害者			障害児			相談支援事業所数	計画相談支援専門員実人数
	受給者数	セルフプラン		受給者数	セルフプラン			
		人数	割合		人数	割合		
令和2年度 (2020年度)	1,381人	391人	28.3%	643人	329人	51.2%	15か所	39人
令和3年度 (2021年度)	1,330人	308人	23.2%	660人	342人	51.8%	15か所	39人
令和4年度 (2022年度)	1,355人	392人	28.9%	731人	431人	59.0%	15か所	41人

【第7・3期障害福祉計画の目標値】

《国の基本指針》

令和8年度(2026年度)末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の効果及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
基幹相談支援センターの設置	設置	設置	設置
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	10件	10件	10件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 (新任・現任インターバル研修)	15件	15件	15件
地域の相談支援機関との連携強化の取組回数 (相談部門・相談支援事業所等連絡会)	10回	10回	10回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	2回	2回	2回
主任相談支援専門員の配置数	3人	4人	5人
協議会の専門部会の設置数 (相談部門・こども部門・医療的ケア児協議会)	3部会	3部会	3部会
協議会における参加事業者・機関数	29	29	29

協議会の専門部会の実施回数	13回	13回	13回
---------------	-----	-----	-----

【取組の方向・見込量確保のための方策】

基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談や地域の相談事業者への専門的な指導・助言、人材育成を強化することで、特定相談事業所数・障害児相談支援事業所の拡充や相談支援体制の強化を図ることで、セルフプラン率を下げることを目指します。

地域の相談機関やサービス事業所との連携、保健や医療との連携、高齢や生活困窮など他分野との連携を強化することで、障害者を地域で支える仕組みをつくるとともに、障害者の意思決定に基づく地域移行・地域定着を促進します。

障害者相談支援事業「障害福祉なんでも相談室」による福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、権利擁護のために必要な援助を行うことで、障害者の社会生活力を高めるための支援を強化します。

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

実施項目	目標値	実績	達成率
神奈川県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加	5人	15人	300%
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果等の共有			
事業所や関係自治体等との共有体制の有無	有	無	未達成
事業所や関係自治体等との共有の実施回数	1回	0回	0%

- 県が実施した障害福祉サービス等に係る研修については、目標値を上回る人数（15人）が研修に参加しました。
- 神奈川県、神奈川県保連合会と連携し、障害者自立支援審査支払等システムによる給付実績データの集計・分析、事業所への確認を行いました。事業所や関係自治体との共有体制については、調整中となっています。

【第7・3期障害福祉計画の目標値】

《国の基本指針》

障害者総合基本法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行うため、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過

誤を無くすための取組や適正な運営を行う事業所を確保します。

障害福祉サービス等の提供に当たっては、意思決定支援の適切な実施が重要であり、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供にかかる意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修を推進します。

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市の職員の参加	20人	20人	20人
相談支援専門員研修(初任・現任・主任)修了者数	15人	15人	15人
基幹相談支援センター等における障害福祉サービス等の質の向上に係る研修の実施	2回 100人	2回 100人	2回 100人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果等の共有			
事業所や関係自治体等との共有体制の有無	有		
事業所や関係自治体等との共有の実施回数	1回	1回	1回

【取組の方向・見込量確保のための方策】

相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者が中心となり、障害福祉サービス等の提供にかかる意思決定支援が行われるよう、「障害福祉サービス等の提供にかかる意思決定支援ガイドライン」の普及啓発や意思決定支援に関する研修を推進します。

障害者自立支援審査支払等システム及び令和5年度(2023年度)から導入している障害福祉業務総合支援ソフト(二次審査用システム)を活用して、効率的に審査結果を効率的に分析(障害福祉サービス等の利用状況の把握)します。その結果を研修等の機会を通じて市内の障害福祉サービス事業所や関係自治体等と共有することで請求事務の適正化に努め、効果的に適正給付の確認を行い、障害福祉サービスの質の向上を図っていきます。

障害福祉サービスのうち、共同生活援助(グループホーム)や放課後等デイサービスなどについては、この数年で事業所数が急増しており、人員確保やサービスの質の担保が課題となっています。そのため、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等が中心となって事業内容や利用状況などの実態を把握するとともに、障害者支援懇話会福祉サービス部門やこども部門において、事業所間のネットワークの構築や研修会を実施するなど、サービスの質の向上に向けて取り組みます。

7 発達障害者等に対する支援

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

項目	目標値	実績	達成率
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	5人	0人	0%
ペアレントメンターの人数	1人	0人	0%

○ ペアレントトレーニングの対象の選定や実施方法の検討にとどまっています。

【第7・3期障害福祉計画の目標値】

《国の基本指針》

保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を構築し、支援プログラム等の実施者を地域で計画的に養成する。

項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	10人	10人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	2人

【取組の方向・見込量確保のための方策】

早期療育推進事業において、発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、神奈川県発達障害支援センターかながわA（エース）との連携によりペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を実施し、発達障害者やその家族等に対する支援体制を整備します。

より多くの支援者がペアレントプログラムの趣旨を理解し、個別支援において応用できるようにすることで、発達の心配のある子どもに対し早い段階で適切な支援を行えるようにします。

8 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの機能強化

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

項目	目標値	実績	達成率
児童発達支援センターの設置数	2か所	設置済	達成
保育所等訪問支援を利用できる体制	3か所	設置済	達成

- 児童発達支援センターは令和4年度(2022年度)時点で2か所設置済となっており、計画に対する目標値を達成しています。
- 2か所の児童発達支援事業所において、保育所等訪問支援を実施できる体制としました。

【第7・3期障害福祉計画の目標値】

《国の基本指針》

令和8年度(2026年度)末までに児童発達支援センターを設置する。

児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度(2026年度)末までに障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進する体制を構築する。

項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
児童発達支援センターの設置数	2か所	2か所	2か所
保育所等訪問支援を利用できる体制	3か所	3か所	3か所
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制を構築	構築	構築	構築

【取組の方向・見込量確保のための方策】

児童発達支援センターは2か所あり、そのうち1か所が保育所等訪問支援事業を実施しています。児童発達支援センターが、地域の中核機能として、①幅広い専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能強化、③地域のインクルージョン推進の中核機能、④地域の発達支援に関する入口としての相談機能を備える中核拠点型としての整備を推進します。

(2) 重症心身障害児や医療的ケア児の支援体制の構築

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

項目	目標値	実績	達成率
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1か所	1か所	達成
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所	1か所	達成
医療的ケア児等支援のため関係機関等が連携を図るための協議の場	設置済	設置済	達成
医療的ケア児等コーディネーターの配置数	配置	未配置	未達成

- 公設の秦野市児童発達支援事業所「たんぼぼ教室」にて、重症心身障害児への支援を行っています。
- 障害者支援懇話会こども部門の下部組織として「医療的ケア児支援者情報連絡会」を令和3年度に設置しました。

【第7・3期障害福祉計画の目標値】

《国の基本指針》

令和8年度(2026年度)末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保する。

令和8年度(2026年度)末までに、医療的ケア児等支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1か所	1か所	1か所
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所	2か所	2か所
医療的ケア児等支援のため関係機関等が連携を図るための協議の場	設置	設置	設置
医療的ケア児等コーディネーターの配置数	3人	3人	3人

【取組の方向・見込量確保のための方策】

令和5年度(2023年度)から医療的ケア児等に関するコーディネーターを3名配置し、医療的ケア児の実態把握や相談支援を行っています。

医療的ケア児等支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設け、医療的ケア児とその家族への相談援助や専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等をネットワーク化して相互の連携の促進、医療的ケア児に係る情報収集・関係機関等への発信を行うなど、医療的ケア児の支援体制を整備します。

第3章 障害福祉サービス等の見込量

基本的な視点を踏まえ、必要とされる訪問系サービス※や希望する日中活動系サービス※の保障、グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の機能充実、福祉施設から一般就労への移行等の推進などに配慮して、必要な見込量とそれらの提供体制を確保するための方策を定めます。

※ 訪問系サービス…居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

※ 日中活動系サービス…療養介護、生活介護、短期入所、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、地域活動支援センター
就労選択支援

また、障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、不足している障害福祉サービス等の適正な量の確保に努めます。

特に、必要なサービス量を上回るサービスは、医療的ケアや強度行動障害等の重度障害者や障害者の高齢化に対応できる事業所の整備を優先させると共に、質の高いサービスを提供できるよう、障害福祉サービス等の全体量の調整を検討します。

単位の「人日分」は、「月間の利用人数」×「1人1か月当たりの平均利用日数」です。

1 訪問系サービス

ホームヘルパーが居宅を訪問して介護などの日常生活全般にわたる支援を行うサービスです。

(1) 第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）

サービス内容	区 分		見込量	実績
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	令和3年度	利用時間	3,432時間	3,767時間
		利用者数	155人	192人
	令和4年度 (2022年度)	利用時間	3,893時間	5,309時間
		利用者数	159人	204人

※ 第6・2期障害福祉計画まで、国の基本指針に基づき、訪問系サービス全体で必要な見込量を設定していました。

- 居宅介護を中心に、障害者の社会参加を進め在宅生活を支える基本となるサービスであるため、居宅介護や行動援護の利用が顕著で、利用者数、利用時間ともに見込量を大幅に上回る実績となりました。
- 長時間の在宅サービスを提供する重度訪問介護について、標準時間（8時間）を超過して利用するケースも見受けられ、利用者数は横ばいですが、サービス全体で利用時間の増加要因となっています。

(2) サービスの見込量（1か月当たり）【第7・3期障害福祉計画の見込量】

ア 居宅介護

利用者の自宅を訪れ、入浴・排せつ・食事の介護等、日常生活上の援助を行うサービスです。

	利用時間	利用者数
令和6年度(2024年度)	3, 107時間	151人
令和7年度(2025年度)	3, 417時間	157人
令和8年度(2026年度)	3, 759時間	163人

【取組の方向・見込量確保のための方策】

障害者の地域生活移行や介護者の高齢化に伴い、引き続き、利用ニーズの高いサービスであることや第6・2期障害福祉計画における実績を踏まえ、必要なサービス見込量を設定します。

イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由・知的障害・精神障害があり、常に介護が必要な方に、入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援等、総合的な支援を行うサービスです。

	利用時間	利用者数
令和6年度(2024年度)	2, 302時間	11人
令和7年度(2025年度)	2, 785時間	14人
令和8年度(2026年度)	3, 370時間	18人

【取組の方向・見込量確保のための方策】

在宅での生活を希望する「重度の肢体不自由・重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しく困難を有する者であって常時介護を要する障害者」の数は横ばいですが、長時間利用のケースが増えていることを踏まえ、利用者数、利用時間を設定します。

ウ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を提供するサービスです。

	利用時間	利用者数
令和6年度(2024年度)	359時間	24人
令和7年度(2025年度)	375時間	24人
令和8年度(2026年度)	392時間	25人

【取組の方向・見込量確保のための方策】

対象となる障害の種別や障害の程度から、利用者数はほぼ横ばいで推移していくものと考えますが、視覚障害者の外出保障の移動サービスとして、利用時間の増加傾向が続くものとして見込量を設定します。

エ 行動援護

行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行うサービスです。

	利用時間	利用者数
令和6年度(2024年度)	842時間	37人
令和7年度(2025年度)	909時間	42人
令和8年度(2026年度)	982時間	48人

【取組の方向・見込量確保のための方策】

知的障害者や精神障害者の地域移行による利用ニーズがあることから、事業所を増やし利用しやすいサービスとするため、利用者数、利用時間の増加が続くものとして、見込量を設定します。

オ 重度障害者等包括支援

常に介護を必要とし、その介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等、複数のサービスを包括的に提供するサービスです。

	利用時間	利用者数
令和6年度(2024年度)	0時間	0人
令和7年度(2025年度)	0時間	0人
令和8年度(2026年度)	0時間	0人

※ 令和4年度(2022年度)の事業所数(1か月平均)が全国で11か所となっており、市内及び圏域を含む県内においてもサービスを提供する事業者なく、新規開設を希望する事業所もないことから必要なサービス量は見込まないこととします。

2 日中活動系サービス

施設などにおいて日中に行われる介護や訓練などの場を提供するサービスです。

(1) サービスの見込量（1か月当たり）

ア 生活介護

常に介護を必要とする方に対して、施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動・生産活動の機会を提供します。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

	見込量		実績	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
令和3年度(2021年度)	416人分	8,001人日分	429人分	8,193人日分
令和4年度(2022年度)	420人分	8,033人日分	456人分	8,301人日分

○ 幅広い年齢層の障害者が利用するサービスで、新型コロナウイルス感染症に伴う利用控えから一転、サービス利用が回復、増加傾向で、利用者数、利用日数のいずれも見込量を上回る実績となった。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数	利用日数
令和6年度(2024年度)	477人分	8,685人日分
令和7年度(2025年度)	502人分	8,874人日分
令和8年度(2026年度)	530人分	9,067人日分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

障害者の地域生活移行や高齢化に伴い就労系のサービスから転換する利用者の増加を踏まえ、対象者へのサービス提供を確保する観点から、必要なサービス見込量を設定します。

イ 自立訓練（機能訓練）

身体障害者や難病患者などが地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のための訓練を一定期間の支援計画に基づき行います。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

	見込量		実績	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
令和3年度(2021年度)	6人分	95人日分	5人分	86人日分
令和4年度(2022年度)	6人分	100人日分	2人分	30人日分

- 利用を希望する障害者が少なく、利用期間が一定（1年6か月）であるため、利用者数にばらつきが生じています。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数	利用日数
令和6年度(2024年度)	6人分	50人日分
令和7年度(2025年度)	6人分	50人日分
令和8年度(2026年度)	6人分	50人日分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

市内にサービス事業所が少なく、利用期間（1年6か月）があり、利用者の入れ替わりなどを考慮し、見込量を設定します。

ウ 自立訓練（生活訓練）

知的・精神障害者が地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などのための訓練を一定期間の支援計画に基づき行います。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

	見込量		実績	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
令和3年度(2021年度)	3人分	69人日分	3人分	51人日分
令和4年度(2022年度)	3人分	72人日分	7人分	111人日分

- 令和4年度(2022年度)は、新型コロナウイルス感染症の影響が少なくなり、サービス事業所での地域生活への移行支援の再開などから、利用者数、利用日数のいずれも見込量を大幅に上回りました。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数	利用日数
令和6年度(2024年度)	10人分	120人日分
令和7年度(2025年度)	10人分	120人日分
令和8年度(2026年度)	10人分	120人日分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

入所・入院から地域生活へ移行する人や、地域において保護者と暮らす障害者の自立生活の希望などのニーズを勘案して、サービス見込量を設定しますが、制度上、利用期間が一定（2年）で利用者の入れ替わりがあることなどから、利用者数等に大きな変動はないものと考えます。

エ 就労選択支援（新規）

就労アセスメントの手法を活用し、就労先・働き方について本人の希望、就労能力や適性等に合った選択ができるよう支援を行います。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数
令和6年度(2024年度)	
令和7年度(2025年度)	6人分
令和8年度(2026年度)	12人分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

サービスの対象者への制度への周知とともに、サービス提供事業所の開設を推進していきます。

オ 就労移行支援

一般企業等で働くことを希望する人に、知識や能力向上のための訓練などを一定期間の支援計画に基づき行います。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

	見込量		実績	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
令和3年度(2021年度)	48人分	715人日分	42人分	659人日分
令和4年度(2022年度)	51人分	733人日分	44人分	757人日分

- 新型コロナウイルス感染症の影響から令和3年度は、見込量を下回りましたが、令和4年度(2022年度)以降は回復、増加傾向で、新規就労を目指す障害者のほか、一般就労から退職した後の再就職や休職からの職場復帰を目指す障害者の利用ニーズに応えています。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数	利用日数
令和6年度(2024年度)	48人分	872人日分
令和7年度(2025年度)	49人分	933人日分
令和8年度(2026年度)	51人分	998人日分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

福祉施設から一般就労への移行を目指す障害者や特別支援学校卒業者、また、精神障害者の退院時の利用ニーズが増加傾向にあることなどを踏まえ、必要なサービス見込量を設定します。

カ 就労継続支援A型

一般企業などでの就労が困難な人に対し、雇用契約により働く場を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

	見込量		実績	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
令和3年度(2021年度)	38人分	804人日分	36人分	725人日分
令和4年度(2022年度)	42人分	944人日分	34人分	681人日分

- 令和3年度は概ね見込量どおりでしたが、市内にサービス事業所がなく近隣自治体の事業所を利用している状況などから、令和4年度(2022年度)以降、利用者数、利用日数のいずれも低い増加率となっています。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数	利用日数
令和6年度(2024年度)	33人分	708人日分
令和7年度(2025年度)	33人分	715人日分
令和8年度(2026年度)	33人分	721人日分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

新たに就労を目指す利用者や、再就職や休職から復職される利用者のニーズの

増加を踏まえ就労支援を強化する観点から、必要なサービス見込量を設定します。

また、利用を希望する障害者にサービス量が確保されるよう、相談支援事業所等と必要なサービス量等の情報を共有し受入体制を確保するとともに、事業者に新規参入を働きかけます。

キ 就労継続支援B型

一般企業などでの就労が困難な人のうち、障害の程度や年齢等の面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援事業や就労継続支援A型の利用が困難な人に、働く場を提供するとともに、生産活動などの機会の提供を通じて、知識及び能力の向上や維持のために必要な訓練を行います。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

	見込量		実績	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
令和3年度 (2021年度)	500人分	7,914人日分	485人分	7,610人日分
令和4年度 (2022年度)	542人分	8,634人日分	494人分	7,725人日分

- 就労を希望する障害者が増えているため、最も身近な福祉就労としての利用ニーズをもとに見込量を設定しましたが、生活介護へ移行する者などの影響により利用者数・利用日数もいずれも見込量を下回りました。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数	利用日数
令和6年度(2024年度)	528人分	8,439人日分
令和7年度(2025年度)	539人分	8,608人日分
令和8年度(2026年度)	550人分	8,780人日分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

市内で新規開設する事業所によるサービス提供量の拡大や利用ニーズが増加傾向にあることなどを踏まえ、障害者の社会参加やコミュニティの推進など多様な支援を図る観点からも、必要なサービス見込量を設定します。

ク 就労定着支援

障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

	見込量	実績
令和3年度(2021年度)	23人分	20人分
令和4年度(2022年度)	29人分	22人分

- 一般就労する見込みがある障害者の人数をもとに見込量を設定しましたが、令和4年度(2022年度)は、利用者が増加したものの、見込量を下回る人数になりました。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数
令和6年度(2024年度)	24人分
令和7年度(2025年度)	27人分
令和8年度(2026年度)	30人分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

地域での自立生活を目的に、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行したより多くの障害者が、働き続けられることを目指し、利用者数を見込みます。

ケ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人に対し、医療機関で主に日中に機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をを行います。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

	見込量	実績
令和3年度(2021年度)	11人分	13人分
令和4年度(2022年度)	10人分	13人分

- 新型コロナウイルス感染症の影響が少なくなり、医療機関等での受入制限が緩和されたことなどから、見込量を上回る利用者数となりました。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数
令和6年度(2024年度)	15人分
令和7年度(2025年度)	15人分
令和8年度(2026年度)	15人分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

長期入院による医療的ケア、常時の介護を必要とする重症心身障害者の利用ニーズを踏まえ、見込量を設定します。

コ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行う方が病気や休息を必要とする場合などに、短期間施設で受け入れし、食事や入浴などの介助を行います。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

		福祉型		医療型	
		見込量	実績	見込量	実績
令和3年度 (2021年度)	利用者数	35人分	56人分	2人分	1人分
	利用日数	245人日分	303人日分	12人日分	9人日分
令和4年度 (2022年度)	利用者数	39人分	61人分	2人分	3人分
	利用日数	256人日分	255人日分	12人日分	24人日分

- 福祉型については、地域生活移行やレスパイトケアの一時的な受け皿として利用ニーズが高いことから見込量を上回る利用者数、利用日数となっています。
- 医療型は新型コロナウイルス感染症の影響から利用が控えられていましたが、医療機関の受入れが再開されたことから令和4年度(2022年度)はサービス利用が急増し、大幅に上回る実績となりました

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	福祉型		医療型	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
令和6年度(2024年度)	64人分	294人日分	3人分	30人日分
令和7年度(2025年度)	64人分	314人日分	4人分	33人日分
令和8年度(2026年度)	65人分	335人日分	4人分	36人日分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

緊急時の受入れを想定した一時利用の増加やサービス未利用者の潜在的なニーズを踏まえ、日中サービス支援型グループホームを効率的に活用するなどサービス量の確保を図り、障害者等はもとよりその家族を支援するという視点から必要なサービス見込量を設定します。

3 居住系サービス

利用者に居住の場を提供し、主に夜間の介護を行うサービスです。居住系サービスの利用者も、一部のサービスを除き、日中の時間帯はいずれか「日中活動系サービス」を利用します。

(1) サービスの見込量（1か月当たり）

ア 施設入所支援

常に介護が必要とする人に対し、施設において日中の入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の支援や創作活動及び生産活動の機会を提供します。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

	見込量	実績
令和3年度(2021年度)	187人分	190人分
令和4年度(2022年度)	184人分	185人分

○ 地域生活移行の受入先であるグループホームが増えていることや障害者支援施設において、地域生活への移行、地域生活の継続の支援が十分図られていることから、入所者数は減少傾向にあり、概ね見込量に近い実績となっています。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数
令和6年度(2024年度)	184人分
令和7年度(2025年度)	182人分
令和8年度(2026年度)	180人分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

障害者の重度化や介護者の高齢化などにより、引き続き、一定の利用ニーズがあるものと考えますが、今後、障害者の自立支援を目的に、地域生活への移行が進展することなどを踏まえて、令和4年度(2022年度)末時点の入所者数を基礎とした利用者数を見込みます。

イ 共同生活援助（グループホーム）

主に夜間や休日、共同生活の住居において、相談、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の支援を行います。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

	見込量	実績
令和3年度(2021年度)	218人分	217人分
令和4年度(2022年度)	231人分	233人分

○ 市内及び圏域内で、グループホームが増加しているため、入所施設や医療機関からの地域移行する障害者を中心に利用者が増え、概ね見込量に近い実績となっています。

共同生活援助（グループホーム）の利用状況等（令和5年10月1日現在）

利用定員 (A)	利用者数			利用率 (B/A)
	秦野市援護	他市町村援護	合計 (B)	
430人	191人	183人	374人	87.0%

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数
令和6年度(2024年度)	257人分
令和7年度(2025年度)	267人分
令和8年度(2026年度)	278人分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

今後も、施設入所者の地域生活への移行や、退院可能な精神障害者の退院時のニーズなどに対応したサービス提供を確保する観点から、利用者数を見込みます。

量的拡大に伴い人材確保やグループホームのネットワーク構築も課題となることから、市内のグループホームの情報連絡の場や研修会を開催し、情報交換や共通課題に関する検討を図っていきます。

施設、病院から地域への移行に伴い、障害者の重度化・高齢化、また、視聴覚障害など障害特性に応じた利用ニーズに応えるグループホームの設置に向けての働きかけや支援を行っていく必要があります。

さらに、「日中サービス支援型」は、1施設当たりの定員数が多く設定される事業所が多いため、市内における定員枠が充足し、サービス提供量が一時的に過剰とならないよう、新規事業所の開設の調整を図ります。

ウ 自立生活援助

地域で単身生活をしている人に対し、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

	見込量	実績
令和3年度(2021年度)	1人分	0人分
令和4年度(2022年度)	1人分	2人分

○ 市内事業所は1か所のため利用者数は1～2人で、概ね見込量どおりの人数となっています。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数
令和6年度(2024年度)	1人分
令和7年度(2025年度)	1人分
令和8年度(2026年度)	1人分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

入所施設による地域移行支援、地域定着支援との一体的なサービス提供が必要であることなどを考慮し、利用者数を見込みます。

4 計画相談支援・地域相談支援

利用者や保護者との相談を通じて、サービス全体の利用調整や、地域生活の支援を行うサービスです。

(1) サービスの見込量（1か月当たり）

ア 計画相談支援

障害サービス等を利用する人の心身の状況、環境、サービス利用に関する意向その他の事情を勘案した「サービス等利用計画」を作成し、事業者等とサービス利用に係る連絡調整を行います。サービスの利用開始後は、定期的な「モニタリング」により状況を確認します。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

	見込量	実績
令和3年度(2021年度)	200人分	204人分
令和4年度(2022年度)	220人分	201人分

- 利用者数の増加を見込んでいましたが、相談支援事業所の不足によりセルフプランで利用計画を行っている対象者が多いことなどから、実績は横ばいで推移しました。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数
令和6年度(2024年度)	205人分
令和7年度(2025年度)	210人分
令和8年度(2026年度)	215人分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

障害福祉サービス受給者全てを対象とすることを目標としますが、サービス提供事業所数が不足していることから、今後、計画相談支援事業所の拡充・人材育成を図り、受入対象者数増加を推進することより、セルフプランから相談支援へ移行できるよう進めていきます。

現状セルフプランにて利用計画を行っている方には、セルフプランから相談支援へ移行できるまでの間は市ケースワーカーが主体となり障害サービス等を利用する人に適切なプランの作成をフォローしていきます。

イ 地域移行支援

施設に入所している障害者や精神科病院に入院している精神障害者に、住宅の確保や地域生活へ移行するための活動に関する相談等を行います。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

	見込量	実績
令和3年度(2021年度)	1人分	3人分
令和4年度(2022年度)	1人分	2人分

- 地域におけるグループホーム等の整備が進んだことから、見込量を上回る利用実績がありました。
- 精神科病院と相談支援事業所が連携し、きめ細かな地域相談支援をすることが必要です。

そのためには、相談員が支援に必要なノウハウを持つことも重要になってきます。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数
令和6年度(2024年度)	3人分
令和7年度(2025年度)	3人分
令和8年度(2026年度)	3人分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

入所施設や精神科病院に入所・入院している人の地域生活への移行の推進により、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援など、必要な支援を行います。新しい生活の準備等の支援を行うことで、障害者の地域生活への円滑な移行を目指します。

ウ 地域定着支援

居宅において単身で生活している障害者や家族の状況等により、同居している家族の支援が受けられない障害者と常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因した緊急事態などが生じたときの相談等を行います。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

	見込量	実績
令和3年度(2021年度)	1人分	1人分
令和4年度(2022年度)	1人分	0人分

- 地域移行支援を利用して地域生活に移行する障害者の多くはグループホームに入居となります。そのため、単身生活で24時間体制での常時の見守り支援が必要な障害者が利用していることから、利用実績は低くなっています。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数
令和6年度(2024年度)	1人分
令和7年度(2025年度)	1人分
令和8年度(2026年度)	1人分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

単身などで生活する障害者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、夜間等も

含む緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。入所施設や精神科病院から退所又は退院した人のほか、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人などに、「見守り」としての支援を行うことで、障害者の地域生活の継続を目指します。

5 障害児通所支援

障害がある又は障害のおそれのある児童について、施設への通所などにより、必要な療育を実施するサービスです。

(1) サービスの見込量（1か月当たり）

ア 児童発達支援

障害児が施設に通所し、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

	見込量		実績	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
令和3年度 (2021年度)	165人分	1,405人日分	185人分	1,400人日分
令和4年度 (2022年度)	165人分	1,435人日分	211人分	1,558人日分

- 令和3年度から4年度にかけての伸び率が利用者数、利用日数ともに約10%増加しており、見込量に対して大きく上回る実績となっています。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数	利用日数
令和6年度(2024年度)	200人分	1,680人日分
令和7年度(2025年度)	210人分	1,800人日分
令和8年度(2026年度)	220人分	1,920人日分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

発達障害児の増加により、今後も利用者及び日数の増加傾向が続くと思われるので、適正な運用が図られるよう、関係機関との連絡調整を図り、質の高い療育を受けられる場の確保を求めていきます。また、重度障害児に対応できる事業所の開設を支援していきます。

イ 医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童に対して、医療型児童発達支援センターや指定医療機関への通所等により、児童発達支援又は治療を行います。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

	見込量		実績	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
令和3年度(2021年度)	0人分	0人日分	0人分	0人日分
令和4年度(2022年度)	0人分	0人日分	0人分	0人日分

- 令和3年度及び4年度においては、サービス提供事業者が近隣にないことから、利用実績はありませんでした。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数	利用日数
令和6年度(2024年度)	0人分	0人日分
令和7年度(2025年度)	0人分	0人日分
令和8年度(2026年度)	0人分	0人日分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

専門性のある医療機関でないとサービス事業所の指定を受けられないため、現状では市内及び圏域にサービス提供する事業所開設の予定はなく、サービス利用量は見込めませんが、医療型でない児童発達支援においても医療的ケア児の支援を提供することで、サービスの補完をしています。

ウ 放課後等デイサービス

学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害者・児に対して、授業の終了後又は休日に、施設において、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

	見込量		実績	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
令和3年度(2021年度)	375人分	3,450人日分	407人分	3,342人日分
令和4年度(2022年度)	380人分	3,500人日分	447人分	3,735人日分

- 放課後等デイサービスは近年ニーズが増加しており、令和4年度(2022年度)実績においては前年比10%の増加となっています。令和5年度(2023年度)についても同程度の増加を見込みます。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数	利用日数
令和6年度(2024年度)	657人分	4,229人日分
令和7年度(2025年度)	690人分	4,483人日分
令和8年度(2026年度)	725人分	4,752人日分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

利用ニーズの増加により利用量の増加は続くと見込まれますが、学校以外での集団生活を行う機会や障害児の自立支援を促進するため、日中一時支援事業を併用しながら、サービス利用量を設定します。

エ 保育所等訪問支援

保育所その他の集団生活を営む施設等に通う障害児について、当該施設を訪問し、当該施設における障害児の集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

	見込量		実績	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
令和3年度(2021年度)	5人分	5人日分	5人分	6人日分
令和4年度(2022年度)	6人分	6人日分	14人分	16人日分

- 令和4年度(2022年度)実績において前年比300%の伸び率となりました。この要因として需要があり新規事業所の開設が望まれていたところに、事業所が開設されたため、増加したものです。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数	利用日数
令和6年度(2024年度)	22人分	32人日分
令和7年度(2025年度)	30人分	42人日分
令和8年度(2026年度)	38人分	52人日分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

集団場面での適応が難しい子ども等、通所での療育を利用できずにいた障害児に対し、集団場面の中で適応することができるよう、支援を提供する保育所等訪問支援事業を実施し、地域社会参加や包容（インクルージョン）を推進していきます。

オ 居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を利用するために、外出することが著しく困難な障害児について、発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

	見込量		実績	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
令和3年度(2021年度)	0人分	0人日分	0人分	0人日分
令和4年度(2022年度)	0人分	0人日分	0人分	0人日分

○ サービス提供事業者が近隣に無いことから、利用実績はありませんでした。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数	利用日数
令和6年度(2024年度)	0人分	0人日分
令和7年度(2025年度)	1人分	72人日分
令和8年度(2026年度)	1人分	72人日分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

市内及び圏域にサービス提供する事業所開設の予定はありませんが、事業所の整備に努めていきます。

6 障害児相談支援

障害児通所サービスを利用する児童や保護者の心身の状況、環境、サービス利用に関する意向その他の事情を勘案した「障害児支援利用計画」を作成し、事業者等とサービス利用にかかる連絡調整を行います。サービスの利用開始後は、定期的な「モニタリング」により状況を確認します。

(1) サービスの見込量（1か月当たり）

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

	見込量	実績
令和3年度(2021年度)	85人分	75人分
令和4年度(2022年度)	90人分	75人分

- 利用者数の増加を見込んでいましたが、相談支援事業所の不足によりセルフプランで利用計画を行っている対象者が多いことなどから、実績は横ばいで推移しました。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数
令和6年度(2024年度)	90人分
令和7年度(2025年度)	95人分
令和8年度(2026年度)	100人分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

相談支援事業所の新規開設による受入対象者数増加を推進し、セルフプラン利用者が相談支援を利用できるよう関係機関が連携を進めていきます。現状セルフプランにて利用計画を行っている方には、セルフプランから相談支援へ移行できるまでの間は市ケースワーカーが主体となり、障害サービス等を利用する障害児に適切なプランの作成をフォローしていきます。

第4章 地域生活支援事業

「地域生活支援事業」は、「障害福祉サービス事業」と同様に「障害者総合支援法」に基づくサービスですが、「障害福祉サービス」のように全国統一の基準ではなく、サービスの内容を都道府県、市区町村の各自治体で定め、地域の実情に合わせて実施する事業です。

また、「地域生活支援事業」には、原則、全ての自治体を実施している「必須事業」と市町村が独自に定めて実施する「任意事業」があります。特に専門性の高い事業、広域的な対応が必要な事業については、都道府県が「地域生活支援事業」として実施することになっています。

Ⅰ 市が実施する地域生活支援事業に関する考え方

(1) 「第6期秦野市障害者福祉計画」の理念の具現化

本市は、「第6期秦野市障害者福祉計画」において掲げた三つの基本理念と本市独自の地域特性を踏まえ、「生きるちから 働くちから 自律の支援」を目指して、障害者等の地域生活を支援する事業を展開していきます。

(2) 施策推進の方向

ア 相談支援体制を充実・強化し、障害者等が日常生活の中で直面している「生きにくさ・暮らしにくさ」を取り除くことができるよう、必要なサービスを提供していきます。

イ 発達障害者や高次脳機能障害者などの障害については、個々の日常生活の困難さに応じた地域生活支援事業の利用により、引き続き、必要な支援を行っていきます。

ウ 市と県が実施するそれぞれの地域生活支援事業の効果的な利用により、障害者等に対する手厚い支援体制を構築していきます。

2 市が実施する地域生活支援事業の内容

障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、次の地域生活支援事業を実施していきます。

○市町村地域生活支援事業

○市町村必須事業

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 成年後見制度法人後見支援事業
- (6) 意思疎通支援事業
- (7) 手話奉仕員養成研修事業
- (8) 日常生活用具給付等事業
- (9) 移動支援事業
- (10) 地域活動支援センター事業

○市町村任意事業

・日常生活支援に関する事業

- (11) 訪問入浴サービス事業
- (12) 日中一時支援事業

・社会参加支援に関する事業

- (13) 障害者社会参加促進事業
 - ア 点字広報等発行事業
 - イ 重度身体障害者移動支援事業
 - ウ 身体障害者歩行訓練事業
 - エ 視覚障害者移動支援事業

3 実施する事業の内容及び各年度における量の見込み

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害者の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業です。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

	見込量	実績
令和3年度(2021年度)	20回	22回
令和4年度(2022年度)	20回	23回

- 障害者に対する正しい理解や配慮をすすめるため、市の広報で障害の特集号を発行しました。また、民生委員・児童委員や地域住民へ出前講座等も行いました。
- 精神障害者に対する理解を促進するために、ピアサポーターを養成し、自身の病気の体験発表や市内の高校生と交流する機会を設けるなど、障害理解を深める活動を行いました。
- ピアサポーターの積極的な活動によって、2か年とも見込量に対して実績が上回る結果となりました。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

令和6年度(2024年度)	23回
令和7年度(2025年度)	23回
令和8年度(2026年度)	23回

【取組の方向・見込量確保のための方策】

障害者が地域の一員として自立した日常生活及び社会生活を送るためには、地域住民の障害に対する正しい知識と理解が不可欠です。秦野市地域生活支援センターが中心となり、障害に対する理解促進を図る普及啓発やピアサポーター活動交流事業を実施し地域住民だけでなく、若い世代にも、障害者理解を推進していきます。

(2) 自発的活動支援事業

障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするために、障害者、障害者等の家族及び地域住民等により自発的に行われる活動に対する支援を行う事業です。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

	見込量	実績
令和3年度(2021年度)	1か所	1か所
令和4年度(2022年度)	1か所	1か所

- 知的障害者本人の会「こうぼうやま」による地域住民との当事者活動を、秦野市手をつなぐ育成会に委託し実施しました。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

令和6年度(2024年度)	実施
令和7年度(2025年度)	実施
令和8年度(2026年度)	実施

【取組の方向・見込量確保のための方策】

障害者が自ら望む活動に積極的に参加し、地域でいきいきと暮らすことのできる社会の実現につなげるため、引き続き、活動支援を行います。

(3) 相談支援事業

障害福祉サービスの「計画相談支援」とは別の、一般的な相談や幅広いケアマネジメントを行います。障害者やその家族からの相談に応じ、地域における生活のために必要なことや、障害福祉サービス利用に関する情報提供など、必要な支援を行う事業です。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

		見込量	実績
令和4年度 (2022年度)	障害者相談支援事業 (実施箇所数)	1か所	1か所
	基幹相談支援センター (設置の有無)	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業 (実施の有無)	有	有
令和5年度 (2023年度)	障害者相談支援事業 (実施箇所数)	1か所	1か所
	基幹相談支援センター (設置の有無)	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業 (実施の有無)	有	有

- 障害者が地域でいきいきと自立した生活を送ることができるよう、「秦野市地域生活支援センター」において、三障害（※）に対応した相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援など、個々の障害の程度や特性に応じた、きめ細やかな支援を実施しました。
 - 基幹相談支援センターを設置し、専門職の配置により、訪問相談、広域的な調整及び相談支援専門員の人材育成等を行いました。
- ※ 三障害・・・身体障害、知的障害、精神障害

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	障害者 相談支援事業 (実施箇所数)	基幹相談 支援センター (設置の有無)	基幹相談支援センター等 機能強化事業 (実施の有無)
令和6年度(2024年度)	1か所	有	有
令和7年度(2025年度)	1か所	有	有
令和8年度(2026年度)	1か所	有	有

【取組の方向・見込量確保のための方策】

年齢やライフステージに沿って切れ目なく障害者が安心して地域生活を送れるよう、基幹相談支援センター（秦野市地域生活支援センター）及び市内相談支援事業所を中心とした相談支援を継続するとともに、体制の強化を図っていきます。

障害の重度化や介護者の高齢化の進展に伴い、障害者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう基幹相談支援センターの機能を強化し、介護、医療、保健等の関係機関と連携し支援できる体制づくりに努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービス等の利用等の観点から、成年後見制度の利用が有用と認められる障害者に対して、成年後見制度の利用に要する費用の支払いが困難な場合、その費用の支給を行う事業です。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

	見込量	実績
令和3年度(2021年度)	5人	2人
令和4年度(2022年度)	5人	1人

- 成年後見制度の利用は、年度により一定ではなく、利用者数を見込むことが難しい状況にあります。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

令和6年度(2024年度)	5人
令和7年度(2025年度)	5人
令和8年度(2026年度)	5人

【取組の方向・見込量確保のための方策】

- 親亡きあとを見据え、障害のある人の権利擁護を図ることを目的とした成年後見制度の普及に努めます。
- 成年後見制度の利用が有用と認められ、親族による申立てが困難な知的障害者又は精神障害者に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を行う法人の活動を支援する事業です。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

	見込量	実績
令和3年度(2021年度)	実施	実施
令和4年度(2022年度)	実施	実施

- NPO法人総合福祉サポートセンターはだのへの補助事業の実施により、法人後見の活動を支援し、一定数以上の成年後見制度の受任を行うなど、障害者の権利擁護を図りました。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

令和6年度(2024年度)	実施
令和7年度(2025年度)	実施
令和8年度(2026年度)	実施

【取組の方向・見込量確保のための方策】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことのできる法人を確保する体制を整備するとともに、安定した法人後見の活動を支援することにより、障害者の権利擁護を図ります。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者などに対し、手話通訳・要約筆記者などの方法により支援を行う者の派遣を行う事業です。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

		手話通訳者派遣 (年間延べ派遣者数)	要約筆記者派遣 (年間延べ派遣者数)	手話通訳者設置 (年間延べ設置者数)
令和3年度 (2021年度)	見込量	200人	0人	280人
	実績	231人	3人	224人
令和4年度 (2022年度)	見込量	220人	8人	290人
	実績	247人	10人	251人

- 手話通訳者設置は、新型コロナウイルス感染症の影響などから、来所者数が伸びず、設置件数が見込量を下回りました。一方、通訳者派遣は、通院等での利用がコロナ禍前の状況に戻りつつあることから、見込量を上回る利用者数となりました。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	手話通訳者派遣 (年間延べ派遣者数)	要約筆記者派遣 (年間延べ派遣者数)	手話通訳者設置 (年間延べ設置者数)
令和6年度(2024年度)	250人	15人	280人
令和7年度(2025年度)	260人	20人	290人
令和8年度(2026年度)	270人	25人	290人

【取組の方向・見込量確保のための方策】

新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和により、意思疎通支援者の派遣については増加していくものと見込みます。今後も意思疎通支援が必要な方の地域生活及び社会参加の充実を図っていきます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等との意思疎通を行い、交流活動を促進するために、日常会話程度の手話表現技術の習得者を養成する事業です。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

	見込量	実績
令和3年度	10人	7人
令和4年度 (2022年度)	20人	13人

- いずれの年度も見込量である定員に達する受講者数でしたが、未修了者があったことにより見込みを下回る人数となりました。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

令和6年度(2024年度)	20人
令和7年度(2025年度)	20人
令和8年度(2026年度)	20人

【取組の方向・見込量確保のための方策】

社会的に高まってきている手話言語の普及、促進への理解を目的に、聴覚障害者とのコミュニケーション手段の一つである手話奉仕員・通訳者の養成をするため、引き続き、秦野市聴覚障害者協会に委託し、手話講習会を開催します。

(8) 日常生活用具給付等事業

障害者に対し、特殊ベッド、各種信号装置、ストーマ装具及び住宅改修などの日常生活用具を給付する事業です。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

〔年間給付件数〕		介護・訓練 支援用具	自立生活 支援用具	在宅療養等 支援用具	情報 意思疎通 支援用具	排泄管理 支援用具	居宅生活 動作 補助用具 (住宅改修)
令和 3年度	見込量	7件	18件	13件	12件	2,690件	1件
	実績	2件	27件	9件	16件	2,737件	2件
令和 4年度	見込量	6件	17件	13件	12件	2,649件	1件
	実績	15件	25件	13件	17件	3,341件	2件

- 令和3年度、4年度ともに支援用具については概ね実績が見込量を上回る結果となりました。その中で排泄管理支援用具（ストーマ装具等）については、支給対象となる手帳所持者の増加により件数が大幅に増加しました。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

〔年間給付件数〕	介護・訓練 支援用具	自立生活 支援用具	在宅療養等 支援用具	情報 意思疎通 支援用具	排泄管理 支援用具	居宅生活動作 補助用具 (住宅改修)
令和6年度(2024年度)	13件	26件	13件	17件	3,600件	2件
令和7年度(2025年度)	13件	26件	13件	17件	3,800件	2件
令和8年度(2026年度)	13件	26件	13件	17件	4,000件	2件

【取組の方向・見込量確保のための方策】

これからも各障害のニーズを踏まえ、きめ細かな対応を行い、必要な日常生活用具の支給に努めていきます。

給付見込量としては、近年、増加傾向にある直腸障害等を対象とした排泄管理支援用具（ストーマ装具等）の支給について、今後も増加していくものと見込みます。

(9) 移動支援事業

一人では外出できない知的障害者、精神障害者、全身性障害者及び難病患者等に対して、ガイドヘルパーを派遣し、外出の支援を行う事業です。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

		見込量	実績
令和3年度 (2021年度)	年間実利用者数	214人	139人
	年間延べ利用時間	8,716h	10,074h
令和4年度 (2022年度)	年間実利用者数	216人	222人
	年間延べ利用時間	8,803h	10,528h

- 新型コロナウイルス感染症により、利用者数は一時減少をしましたが、感染拡大の収まりにつれ、コロナ禍前の規模となりました。しかし、利用時間数は、利用ニーズに対してサービス事業所数が増えていないことから横ばいの状況です。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	年間実利用者数	年間延べ利用時間
令和6年度(2024年度)	225人	11,500h
令和7年度(2025年度)	230人	12,000h
令和8年度(2026年度)	235人	12,500h

【取組の方向・見込量確保のための方策】

新型コロナウイルス感染症に伴う制限が解除されたことから、利用者数は、コロナ禍前の利用者数で推移するものと考えます。本事業は単独外出に支障がある障害者等を支援するため利用ニーズが多いことから、相談支援事業所等とサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や事業者の新規参入を促します。

(10) 地域活動支援センター事業

基本事業としての創作活動、生産活動の機会を提供するほか、相談支援事業や社会資源との連携、地域ボランティアの育成、助言、障害者に対する理解促進のための普及啓発事業を行います。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

		見込量	実績
令和3年度 (2022年度)	実施箇所数	2か所	2か所
	年間実利用者数	320人	223人
令和4年度 (2022年度)	実施箇所数	2か所	2か所
	年間実利用者数	330人	221人

- 秦野市地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」、秦野市障害者日中サービスセンター「ひまわり」で実施しており、実績は、いずれも見込量には達していませんが、登録利用者数は一定数で推移している状況です。
- 「ぱれっと・はだの」で実施しているセンター事業（Ⅰ型）では、精神保健福祉士等を配置した地域の精神障害者の居場所としてのフリースペースの開放により、約100名の登録者が利用しています。また、ピアサポーターを養成し、自ら地域住民や市内の高校生に自身の体験を発表するなど、精神障害の理解を深める啓発活動を行いました。
- 「ひまわり」で実施しているセンター事業（Ⅲ型）は、知的障害者の通いの場として創作活動や生産活動を行っており、常時8～10名の登録者が利用しています。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	実施箇所数	年間実利用者数
令和6年度(2024年度)	2か所	115人
令和7年度(2025年度)	2か所	115人
令和8年度(2026年度)	2か所	120人

【取組の方向・見込量確保のための方策】

「ぱれっと・はだの」におけるセンター事業（Ⅰ型）では、精神保健福祉士等の専門職の配置により、相談支援や福祉及び地域の社会基盤との連携強化を図りつつ、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。

「ひまわり」におけるセンター事業（Ⅲ型）においては、制度の間（はざま）にある障害者に創作的活動又は生産活動の機会の提供により、社会との交流促進等を図り、地域生活を支援します。

※ 見込量の設定条件を見直したことにより、年間実利用者数の見込量をこれまでの人数から下げることとしました。

(11) 訪問入浴サービス事業

自宅において一人で入浴できない、常時介護を要する障害者に入浴サービスを提供する事業です。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

		見込量	実績
令和3年度 (2021年度)	年間実利用者数	17人	16人
	年間延べ利用回数	1,306回	1,222回
令和4年度 (2022年度)	年間実利用者数	17人	16人
	年間延べ利用回数	1,335回	1,183回

○ 利用者数は、一定数で推移していますが、利用回数は、利用ニーズに対してサービス事業所数が増えていないことから減少傾向となっています。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	年間実利用者数	年間延べ利用回数
令和6年度(2024年度)	16人	1,124回
令和7年度(2025年度)	15人	1,093回
令和8年度(2026年度)	15人	1,063回

【取組の方向・見込量確保のための方策】

サービス提供事業者の減少により家庭での入浴が困難な障害者に対しての入浴の機会が低下していることから、入浴施設を所有している事業者等の協力を仰ぎつつサービス提供事業者の確保に努め、地域における障害者の生活を支援していきます。

(12) 日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業です。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

		見込量	実績
令和3年度 (2021年度)	年間実利用者数	304人	302人
	年間延べ利用回数	7,868回	16,014回
令和4年度 (2022年度)	年間実利用者数	326人	482人
	年間延べ利用回数	9,206回	16,910回

- 利用者数は新型コロナウイルス感染症の影響による減少傾向から回復し、また、サービス事業所の増加などにより利用回数は大幅に見込量を上回りました。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	年間実利用者数	年間延べ利用回数
令和6年度(2024年度)	559人	18,377回
令和7年度(2025年度)	624人	19,240回
令和8年度(2026年度)	697人	20,144回

【取組の方向・見込量確保のための方策】

利用者数については、放課後等デイサービス事業等との併用利用のニーズが一定数あるため、今後も増加が見込まれます。また、利用回数についても、サービス事業所数から、利用者数ほどの伸び率ではありませんが、高い利用ニーズに伴い、引き続き、増加傾向にあることを見込みます。

令和5年度(2023年度)に、「業務量調査」に基づき報酬体系の見直しを実施し、利用者のニーズに応えるとともに、サービス事業の効果的な利用を図ることで充足率を高めるよう取り組みました。

今後も、共働き世代の増加に伴うニーズに対応し、また、障害者等を介護する家族の一時的な休息を提供するため支援体制の拡充に努めていきます。

(13) 障害者社会参加促進事業

ア 点字広報等発行事業

視覚障害者が地域生活において必要な情報を提供できるよう、広報誌等の点訳、音声訳等を定期的に行う事業です。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】（委託箇所数）

	見込量	実績
令和3年度(2021年度)	2か所	2か所
令和4年度(2022年度)	2か所	2か所

- 秦野市点訳赤十字奉仕団・秦野市録音赤十字奉仕団に委託し、広報誌等の点字版及び音声訳を作成いたしました。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

(作成件数)	見込量
令和6年度(2024年度)	707件
令和7年度(2025年度)	707件
令和8年度(2026年度)	707件

【取組の方向・見込量確保のための方策】

文字による情報入手が困難な視覚障害者のために、広報はだの・議会だより等を点訳、音声訳等の方法により提供し、視覚障害者の情報を確保します。

イ 重度身体障害者移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等に対して、地域での自立生活及び社会参加を促すため、福祉車両の運行を委託し、外出の際の移動を支援する事業です。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

		見込量	実績
令和3年度 (2021年度)	委託箇所数	2か所	2か所
	年間延べ利用件数	4,700件	5,136件
令和4年度 (2022年度)	委託箇所数	2か所	2か所
	年間延べ利用件数	4,800件	4,808件

- 「障害者の自由な移動をすすめるハンディキャブの会」及び「送迎ボランティアゆりの会」に業務委託し、見込量を上回る実績となりました。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	委託箇所数	年間延べ利用件数
令和6年度(2024年度)	1か所	5,000件
令和7年度(2025年度)	1か所	5,100件
令和8年度(2026年度)	1か所	5,150件

【取組の方向・見込量確保のための方策】

車椅子やベッドのままタクシーに乗って移動できるように、リフト付車両を運行するため、「送迎ボランティアゆりの会」に委託し、障害者の生活範囲の拡大を行っていきます。

※ 長年にわたり、障害者の移動支援業務を受託されていた、「障害者の自由な移動をすすめるハンディキャブの会」への業務委託が、令和5年末で終了しました。

従来、この事業を利用していた障害者の方々の日常生活に支障をきたさないよう、代替サービス利用等により、外出保障の確保に努めます。

ウ 身体障害者歩行訓練事業

肢体障害者及び内部障害者が一同に集い、心身の鍛錬と行動力の強化、機能回復を図ることを目的とする事業です。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

		見込量	実績
令和3年度 (2021年度)	委託箇所数	1か所	1か所
	年間延べ利用者数	80人	106人
令和4年度 (2022年度)	委託箇所数	1か所	1か所
	年間延べ利用者数	150人	129人

- 新型コロナウイルス感染症が一時落ち着いたことから、令和3年度の実績は見込量を上回りましたが、感染症の再拡大などに伴い、令和4年度(2022年度)は利用者数が伸びず、見込量を達成することができませんでした。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	委託箇所数	年間延べ利用者数
令和6年度(2024年度)	1か所	130人
令和7年度(2025年度)	1か所	135人
令和8年度(2026年度)	1か所	140人

【取組の方向・見込量確保のための方策】

新型コロナウイルス感染症が落ち着き、制限のない外出も再開されていることから、縮小した委託事業規模を、コロナ禍前に戻します。引き続き、秦野市身体障害者福祉協会に公園などにおける歩行訓練を委託し、障害者等の社会参加の促進を支援していきます

エ 視覚障害者移動支援事業

屋外での移動が困難となる視覚障害者等に対して、地域での自立生活及び社会参加を促すため、外出の際の移動を支援する事業です。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度(2022年度)末）】

		見込量	実績
令和3年度 (2021年度)	委託箇所数	1か所	1か所
	年間延べ利用者数	160人	245人
令和4年度 (2022年度)	委託箇所数	1か所	1か所
	年間延べ利用者数	180人	314人

- 秦野市誘導赤十字奉仕団1か所に委託しています。外出への意欲による高い利用ニーズに伴い見込量を大きく上回る利用者数となりました。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	委託箇所数	年間延べ利用者数
令和6年度(2024年度)	1か所	320人
令和7年度(2025年度)	1か所	330人
令和8年度(2026年度)	1か所	340人

【取組の方向・見込量確保のための方策】

秦野市誘導赤十字奉仕団に、引き続き、業務委託し、視覚障害者の社会参加の促進及び生活範囲の拡大等を図っていきます。

第5章 計画の進行管理

1 計画の達成状況の点検及び評価

計画の進捗状況を適切に把握するため、学識経験者や地域の障害福祉に関わる関係者や当事者などにより構成される「秦野市障害者支援委員会」において、数値目標や福祉サービス見込量の達成状況についての点検・評価を行います。

そして、その評価結果を踏まえ、障害のある方々のニーズに沿ったサービス体制の見直し、必要なサービスの創設などの検討を行い、計画の達成に必要な施策を実施します。

2 感染症対策の強化

社会経済活動へ深刻な影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月から5類へ変更となりました。今後は、感染症対策と地域の社会経済活動の両立の維持など、ポストコロナ時代を見据えた「新たな日常」の視点による施策を、随時、検討し見直しを行うなど本計画の対象とする全ての人が安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、取組を進めます。

令和6年(2024年)〇月発行

**第7期 秦野市障害福祉計画
第3期 秦野市障害児福祉計画
(令和6年度(2024年度)~令和8年度(2026年度))**

編集・発行 秦野市福祉部障害福祉課

〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号

TEL 0463(82)5111 (代表)

0463(82)7616 (直通)

FAX 0463(82)8020

E-mail syougai-f@city.hadano.kanagawa.jp